

第五回 國會 外務委員會 會議 錄 第九号

昭和二十四年五月十一日（水曜日）

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 岡崎 勝男君

理事 仲内 憲治君 理事 若松 虎雄君

理事 並木 芳雄君 理事 野坂 參三君

理事 山本 利壽君

菊池 義郎君 佐々木 盛雄君

塩田 實四郎君 守島 伍郎君

戸叶 里子君 松本 瀧藏君

玉井 祐吉君

出席政府委員

（經濟調查廳物資調查司 波 実君

（經濟調查廳企圖課長 山口 鉄四郎君

（總務廳事務官（管理局長） 倭島 英二君

（貿易廳輸出局長（心得） 小瀧 彬君

委員外の出席者

議員 足立 篤郎君 議員 淺利 三朗君

經濟調查官 関口 八太郎君

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

五月十一日

委員 大上司君辭任につき、その補欠として周東英雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十七日

在外公館借入金等返還に関する請願（足立篤郎君紹介）（第五三六号）

同月二十八日

北鮮残留者引揚促進の請願（淺利三朗君紹介）（第六二〇号）

五月六日

在外同胞引揚促進の請願（松本善壽君紹介）（第一〇〇一号）

第一類第六号

外務委員會會議錄

第九号

昭和二十四年五月十一日

同月七日

在外同胞引揚促進等に関する請願（小平久雄君紹介）（第一四四五号）の審査を本委員会に付託された。

同月九日

在外同胞引揚促進の陳情書（金沢市議會議長島島徳次郎）（第三四三三号）

海外残留同胞引揚促進に関する陳情書（長野市長野縣廳内長野縣町村議長會長宇都宮支）（第三六二二号）を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

閉會中の審査に関する件

外務省設置法案、賠償臨時設置法の一部を改正する法律案に関する件

請願

一 在外公館借入金等返還に関する請願（足立篤郎君紹介）（第五三六号）

二 北鮮残留者引揚促進の請願（淺利三朗君紹介）（第六二〇号）

三 在外同胞引揚促進の請願（松本善壽君紹介）（第一〇〇一号）

四 在外同胞引揚促進等に関する請願（小平久雄君紹介）（第一四四五号）

陳情書

一 在外同胞引揚促進の陳情書（金沢市議會議長島島徳次郎）（第三四三三号）

二 海外残留同胞引揚促進に関する陳情書（長野市長野縣廳内長野縣町村議長會長宇都宮支）（第三六二二号）

外國貿易の求償等に関する件

○岡崎委員長 これより會議を開きます。

まず閉會中の審査に関する件についてお諮りいたします。本委員会におきましては、今會期の初めに國政に関する調査の承認を得まして、國際經濟に関する総合的調査並びに講和會議に關連する諸問題の二項目につきまして、種々調査研究もいたして参りましたが、會期終了も目前に迫りましたので、閉會中もなお繼續して審査いたしましたことと存じます。ことに賠償問題につきましては、當委員會でも特に關心を寄せており、講和會議に關連する諸問題の調査の一環として、ぜひとも賠償指定工場を視察いたしまして、われわれの認識を一層深めたいと存じます。つきましてはかね／＼御相談いたしておきました通り、閉會中を利用いたしまして六月月上旬に視察を行いたいと思ひますが、委員派遣の承認を申請する前に、國會議法第四十七條第二項により國際經濟に關する総合的調査、講和會議に關連する諸問題、この二件につきまして閉會中も繼續して審査することを旨議長に申し出たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

なお申請の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 それではさうとりはからいます。

○岡崎委員長 次に委員派遣の承認申請の件につきまして、お諮りいたします。繼續審査が許可になりましたならば、さつそく委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 それではさう決しました。

○岡崎委員長 案につきましては改正すること、第二は賠償臨時設置法の一部を改正する法律案、第七條の趣旨は行政官廳の整理統合の意味で規定されたものであるから、その点を体し、特に原案の方針を徹底せしむること。この点につき決定いたしました。これを外務委員會の意見とすることに意見の一致を見、後日正式に本委員會を開いた上、これを御承認願うということになつたのでございします。そこでただちに同日開會中の内閣委員會打合會に私が出席いたしまして、外務委員會ではこのような意見がまとまつた旨申し入れておいた次第であります。何とぞ御承認願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 しからば御承認を得たものといたします。なお本問題につきましては、野坂理事より後ほど相當大規模の修正意見が提出せられたのでありますが、遺憾ながらすでに理事會を開會した後であり、かつ理事會の意見を内閣委員會に申し入れた後でありましたために、これは内閣には通じておりません。ことに野坂理事の意見は非常な大規模な、ほとんど根本的の修正案でありまして、とうてい理事會だけで決定するわけにも参りませんので、これはそのままにいたしておきましたから、御了承を願ひます。以上をもちまして御報告を終わります。

○岡崎委員長 次に請願の審査に入ります。

○並木委員 議事進行に關して発言を

第一類第六号

外務委員會會議錄

第九号

昭和二十四年五月十一日

れるべきものなのかというところの審査をしまして、政府としましては、こういう種類の金についてはつきり政府が支拂うものであるという一種の決定をしなければならぬ。そういうまだ不確定のものについてのいろいろな審査をしなければならぬ状況にありまして、外務省にその審査会というものを設けて、その審査会の中には関係省の係官と、それから大体現地に御協力をお願いして、その委員になつてもらいたいと考えておりますが、そういう種類の委員会を外務省に設けて、その委員会では借入金金の確認の請求に対して審査をいたしまして、その委員会の決定なり報告に基きまして、それをしんじやくして外務大臣がその確認をするという仕組みになるだろうと思ひます。なおこの確認の請求をするには、ある一定の機関を設けられることになるだろうと思ひますが、あります。この法律がもしも通りましたあかつき、実施されるときには、その実施の日から三箇月以内にその確認の請求を出してもらふ。その期間内に請求がない場合は、この権利を放棄したものと認められるような建前になると思ひます。なお現在政府が考えております法律は先ほど説明しましたように、現地通貨表示のままで確認をすることにしようと思ひます。そうして御存じの通りの目下の財政状況でございますので、實際その確認させられた借入金金がいかにどう方法で拂われるということのためには、さらに法律で現地通貨を日本金にどういふ割合で換算するかというやうな問題、その他決定せられなければならない問題がございますので、

さらに法律によつてそういう点をきめてもらひ、予算の都合のつく範囲内においてこれを支拂うということになるだろうと思ひます。なお今年度においては、この確認書を発給するという関係の事務費も現在の財政状況では困難な状況にありまして、この法律が今会期に通過いたしましたので、予算上の都合がつくときまでは、実際に確認書の発給ということとは困難であるという関係から、この法律の施行期日は、昭和二十五年五月一日までの間において政令で定める、來年度の予算が組まれたあと一箇月くらいの間までには、必ずこの法律は実施されるという建前になるものだろうと思ひます。一應御説明申し上げます。

○岡崎委員長 ほかには御質疑はありますか。御質疑がなければこれより採決を行います。本請願は採決の上内閣に送付したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○岡崎委員長 それではさう決しました。

○岡崎委員長 次に日程第二、北鮮残留者引揚促進の請願、文書表第六三〇号を審査いたします。紹介議員の説明を聴取いたします。

○淺利三朗君 本請願は朝鮮関係の社団法人同和協会の請願でありまして、私も朝鮮には特に関係が深いのであります。北鮮残留者の引揚げ促進に関する請願であります。終戦以來朝鮮からの引揚げに關しましては、当局並びに司令部からも多大の御配慮をいただきました。昨年七月大部分の引揚げが完了したのであります。しかしながら

らな北鮮に残留する者は、その数もきわめて少いのであります。残留の理由がいろいろと多少異なつております。その滞留も一層困難視されるやうな現状であります。その上に、一般引揚げ事務処理の上からは、朝鮮はすでに引揚げが完了したもので、こういうふうな取扱われております。船運船の配船等の点もきわめて困難であり、やもするとこれは度外視される傾きがあるものであります。家族はもちろん、関係者の深く憂慮にたえないところであります。

残留者の種類は大體三種類あります。第一は司法官、警察官を初めといひまして、元朝鮮総督府の官吏及び旧日本人有力者でありまして悪質前職者という罪名で刑事犯として刑務所、すなわち人民教化所というのであります。そこには拘禁されておる者が約十六名、これらはいずれも在鮮当時は職務を忠実に執行しておつたにすぎない人々であります。

第二は技術者でありまして、終戦後、現地新政権のために各般の施設に協力したものであります。それが昨年の三月、四月ごろまでは形式的に契約で残留してその施策に参加したのであります。それが昨年の六月末、帰還の途中に、判然とした理由もなくに引きとめられまして、あるいは家族と引き離されて、本人のみ帰還を阻止されて、以來消息不明の者が約十六名、これはまったく恩をあたへ返すというやうな、せつなく向うの施策に協力したというところで残つた者がこういう結果になつておるのであります。

第三は、北鮮内か、あるいは延吉方面に抑留されて苦役を課せられておる者であります。これは主として警察官等でありまして、こういう苦役を課せられておるものと推察される者が数十名あるものであります。これらの家族は、残留の理由が明瞭でなく、しかも消息も一層不明であり、平常の生活の程度も懸念されるのであります。また一方には未帰還があまりに長期にわたるので、帰還家族の生活の不安焦燥はまことに目もあてられないほどで、極度に心痛いたしておるやうな次第であります。これが帰還につきましては、一昨年来しばしば日本政府、連合軍、ソ連代表部の当局はもちろん、衆参両院にも陳情、請願を重ねて來たのであります。ここに一般の引揚げ再開の機会をせまらして、関係者の熱望に基き陳情を申し上げまして、あらためてこの問題を重要に取上げていただきたい、こういう請願であります。少数でありますけれども、ややもすれば閉却されんとするこの北鮮在留者の実情を洞察せられまして、ぜひともこれらの帰還促進について格別の御配慮をお願いいたす。ここにお願いした次第であります。よろしく御採擷をたまわらんことをお願いいたします。

○岡崎委員長 それでは右の請願につきまして、政府側の意見を聴取いたします。

○倭島政府委員 朝鮮からの引揚げの問題でございますが、御存じの通り北鮮の方は問題なく帰れますが、北鮮の方の問題が今御説明のありましたやうな状況にございます。御存じの通り北鮮の關係は、從來は連合國とソ連との協定によりまして引揚げが行われ、昭和二十一年の十二月から始まりまして昭和二十二年の一月、二月、三月、

一番たくさん引揚げて來ましたのは昭和二十二年の一月、それから三月、大體昭和二十二年の三月で一應大きな引揚げが終つたのであります。その後昭和二十二年の十一月に一回と、それから昨年の七月に一回引揚げが行われたわけであります。昨年の七月の引揚げでは七月の六日に宗谷丸が舞鶴に千二百八十三名の同胞を連れ、帰つて來たわけでございますが、それが現在までのところ北鮮からの最後の引揚げでございます。その宗谷丸で帰つて來た人の情報によりますと、今向うへ残留しておる人たちについてお話がございましたが、北鮮に残つておる者が現在五十余名ということにわれわれ承知しております。技術者の關係が三名、それから留置されておる人たちが二十九名、それから朝鮮人、支那人あるいはその他の國の者と同居しておる婦人が二十三名という情報になつております。実はこの北鮮からの引揚げにつきましても、政府はいたしましては、昨年の七月以來何とか船を向うへ出してもらいたいという交渉をしておるものであります。一應北鮮からソ連が引揚げた建前になつておりますので、ソ連の方は交渉の直接の対象にならない趣意でありまして、司令部の方に向うへ船をやつてもらいたい、船をやつていただければ、何とか現地におる同胞が帰つて來れると思つておるやうな状況にありまして、北鮮側との間でうまいやうな交渉がなされておるやうな状況にありまして、結局今日まで引揚げは実現しない状況にありますが、しかし今後とも何らかの方法で北鮮とわが國との間に連絡がつかますれば、

それからもう一つ、食糧の輸入に關連してわれ／＼がどうしても見のがすことのできないのはやはり今度の料飲店再開という問題に關連して、しからば今後の料飲店再開に対する当局の取締り方針は今までどういうふうにかかわつて來るか、中には急に取締りが嚴重になつて、あの副食券など、かつての取引高税の印紙のような、非常に煩瑣なああいうものをやる以上は、われわれの商賈は上つたりであらうというふうなことをいふ人もあります。中にははたかをくくつて、どうせ取締りはできないだらう、こゝう言ふ人もあります。中には今まで全然許可されておらなかつたものでもあのくらだから、今度料飲店再開となつたら、さらに寛大な処置で大びつらにやみができるという安易な考えを抱ておる人もある。料飲店を再開されたことは、われ／＼消費者の方にも非常に關心が深い問題でありますから、そういうような点にもふれて、取締り方針が今までどういう点が違ふかということも、あわせて御答弁をお願いするのであります。

○司波政府委員　私から綿、羊毛関係の調査に關する部分を一應お答えいたします。実はあらかじめお断りしておきたいのですがこの調査は今日なお続行中でございます。まだ最終的な結論に達しておりません。並木委員のお尋ねの御趣旨に全面的に沿うような御答弁はできかねると存じますが、今日までわかつておる範圍内でお答えいたします。したいと思います。

御承知のたうに本年の二月一日から、從來のいわゆる國有纖維の制度がかりまして、國有纖維をいろ／＼な

アメリカに委託加工するという形式から、民間業者に拂下げしてやるというふうに切りかわりましたことに関連いたしまして、総司令部の非公式覚書に基いて、一月三十一日現在における綿花、羊毛等の一齊在庫調査を実施したのであります。この纖維につきましては、従来いわゆる原單位に関連しては、剰余綿、あるいは出目、出ヤールと称するものが相当あつた。それがやみの根源をなしておるといふような風評も相當ありますし、ちようどこの制度の切りかえの機会に、計画的にこの關係を調査するということが最も緊急、かつ必要であるといふにわれ／＼調査廳でも考えまして、三月一日から約二箇月間の予定で調査を開始したのであります。その調査のやり方としては、一つはメーカから販賣業者を通じてどういふうにやみに流れておるかという動的なやみ取引の面の実態を衝く。もう一つは、一月三十一日の報告においておそらく大きなメーカーなる出目、出ヤールの類を將來何らかの形でやみ流しようという意圖で、虚偽の報告をしておるだらう。そういう虚偽の申告をしておる、いわゆる報告漏れの物資は、不正保有物資として國に買上げ得る建前に、あるいは國有綿の場合は無償で業者から引取り得る建前になっておりますので、そういう報告漏れの物資を発見して、それを活用面に載つける。そういう二つの面から調査して來ておるのであります。そういう面でまず在庫調査、その面では、主として当初のうちに大きな間屋その他帳面を当りましたが、中間から十大紡績会社に重点を置いて、各工場を、まず調

査し、さらに現在、多分きようご開
始の予定でありますが、大体大阪に集
中してゐる紡績十社の本社関係の調査
を始めております。従来紡績十社関係
で、その出目、出ヤールあるいは虚偽
申告の点がどうなつてゐるかというこ
とについては、実は大部分の会社は、
その出目、出ヤールの処置については
全部工場にまかせないで、本社が相当
強力に統轄してやつてゐるという関係
で、従來の工場の調査においては、公價
にして約二億圓程度の報告漏れの疑い
がある原綿なり原糸を発見してしま
すが、本社の調べを待たなければ最後
的な結論は出せない段階であります。
もう一つ、この関係で從來の調査で判
明いたしましたことは、御承知のよう
に纖維の製造については、いわゆる原
單位というものがございまして、たと
えば原綿から糸をつくる場合に、いろ
いろな落綿が出たり、あるいは中途で
散出するというような関係で全部のパ
ーセンテージを申し上げることは避け
たいと思ひますが、たとえば原綿から
原糸の段階で申しますと、原綿一俵四
百六十ポンドでございしますが、それか
ら原糸を四百ポンドとる。大体八七
％弱の原單位で、それ以上のものはい
わゆる余剩面として残つてゐるわけ
であります。ところがいろ／＼な会社
なり工場なりの能率その他によつて、
その点で相當余剩綿が當然できて來
るわけであらう。ところがこれにか
つて、いわゆる表向きの出目でなし
に、会社で隠すような出目も出して
ゐる。そういう形が予想されるのであ
ります。いろ／＼な会社で違ひますが、

入七％の單單位に對しまして、あるいは八八％、八九％、あるいは九一％くらいにの能率を上げておる會社もあるのでありまして、その差に當るところの剩余綿につきましてはこれはG H Qの經濟科學局にも毎月報告しておりますし、また商工省においてもその数字は表向きのものは把握しておるのであります。ところがこれの処分については、とかく司令部と処分方針については、の見解が合わないということもありまして、処分が決定しておらないのであります。復元以來昭和二十二年九月に出目の処分について一部各會社から出荷させまして処分せました後においては、ずつと全部大きな紡織會社においては、その余剩綿をそのまま保有しておる現状であります。それ以外にただいま申し上げましたようない／＼なからくりで、表向きの出目以上のものをさらに横流ししておるといふような形が推定されるのであります。それに相應するやうな具體的事實も若干出ておるのであります。が、全面的に申しまして、どの程度のパーセントのものがそういう方面に流れておるかということは、ただいまの段階では、結論を申し上げられないのであります。

なお助的なやみ取引の面を重點とした調査におきましては、大體下の販賣業者の段階からたゞつて、上の最後はメーカーに行くという行き方をしておりますが、これらに關連して、あるいは販賣業者、または地方の織屋、その他あらゆる段階において、いろいろな形のやみ取引の事實を発見しておりますが、これらにつきましてもなお総合的に申し上げる段階に來ておりません。ただいま例にお示しになりま

た、最近の新聞に出ました東京の中野にある津田繊維の漁網の關係につきましては、これもまだその全貌を窺見する程度に至つておりませんが、今までわかつておるところでは、銀行關係の調べから直接には違反の事実の端緒をつかんだのでございますが、この津田繊維というのは、年間八十万ポンドの原糸の割当を受けて、漁網その他をつくつておるのであります。そのうち相當部分を漁網以外のあるいはメリヤスだとか、その他の方面の業者にやみ流しをしているという事実をつかんでおるのであります。漁網につきましては、まだ具体的な結論は出ません。が、いろいろな風評によりまして、生鮮水産物の非常措置に伴ひまして、リンクその他によりまして、漁業者に對する割当のわくが相當過当に出るんじゃないか。従ひまして、漁網關係の切符が必要である水産業者等でもてあまされて相當やみに流れておる。切符自身もやみに流れる、あるいはそれによつて出たところの原糸がやみに流れておるといふうな風評がいろいろな面からわれ／＼の耳に入つて來たのであります。そういう意味で、特に漁網關係は重大点を置いているというわけではななくて、先ほど申しました繊維の計画調查、その一環として取上げたものがないか、その一環として、津田繊維一つのケースを通じて、ただいま申し上げましたようないわゆる水産資材としての漁網のわくが大きい過ぎるといふ結論をただちに出すのはまだ早いのではないかというふうに感じられます。が、そういうケースが現われる。またほかにも二、三まだ出ておるよゝに聞いておるのであります。要するにわかれ

われの目的としたしましては、たださういうやみ取引を追究して、さうしてこれを檢察廳に送つて嚴罰に処するといふのが目的でなくて、調査廳の性格が示すごとく、綿、羊毛、さういう纖維の生産段階から需要者に渡るまでが、はたしてノーマルに動いておるか、どうか、その間にアブノーマルの事態があればその原因はどこにあるか、その原因がそれ／＼の統制機關にありますならば、さういふ面は改善する。また民間の業者が營利のためにもくつてやつておるといふ点があれば、惡質の者に対しては大いに制裁を加えるというやうな、総合的な観点から現在さういう調査をやつておるのであります、残念ではございますが、今月末くらいにならなければ最終的な結論が出ないと思うのであります、この程度でひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○並木委員　大体わかりました。調査の重点はやはり行政官廳に置かれるべきものであると思うのです。末端のたとえば機屋さんとか、その他の小さい工場まで調査員というか、調査官が入り込んで行つて、そうして時間と日を送費させるといふことは、これは非常に國家的にも大きなロスであると思ふのです。そういうような重要輸入物質というものは所管の官廳があるので、すから、どういふようにこれを割当て、どういふようにこれが回収されているかといふことが一目瞭然するのでなければならぬはずで、そういう点が一体どうしてわからないのか、何かに弱点があるんじゃないかと思うのです。それとも一つ、どのくらいやみに流れておるかといふことは、正確な数字は調査中だそうですが、大体ど

のくらの見当であるかということをお知らせ願いたいと思います。

○波政府委員 このやみが生ずる原因はいろ／＼な面にあるのでございまして、たとえば商行政政あるいは農林行政の不手ぎわというようなことも一つの原因ではありますけれども、他面において、民間業者の非協力という点もまた大に原因をなしていることは争えないのでありまして、調査廳といたしましては、特に官廳だけを調べるというのではなしに、一應すべての面から官廳を調べ、民間を調べて、またたとえば例をあげられました機屋さん等におきましても、もちろん非常に、いい業者もありますけれども、中にはい／＼なからくりでもうけて、これをやみ流ししておるというような業者もわれ／＼の調査の結果によれば相当あるのでありまして、あらゆる面からその悪い原因を除いて、正常な流通秩序を確立するということを目標に動いておるのでございます。それからごく大ざっぱな数字という御要求も全國のいろ／＼な報告をキャッチしておりますし、大見当なこともちよつと言えない段階にありますので、御了承を願いたいと思います。

それから主食については食糧課長が参つておりますので、その方からお答え申し上げます。

○関口説明員 最初に輸入食糧の關係についてお尋ねがございましたのでお答えいたします。実は經濟調査廳といしまして、昨年の十月、十一月の二箇月にわたりまして、輸入食糧の主として加工の面を調査いたしましたことがございます。加工と申しますと結局製

粉、精麥あるいは製パンという過程でございしますが、その面を調査いたしましたところ、大体精麥、製粉につきましては政府の指定工場が二千六百五十二ございしますが、私どもの方の調査では大体この半数の約千二百を調査いたしました。その結果改善を要すべき点を約千件発見いたしました。なおこの調査に基きまして、結局不正保有物査として政府または公團に供出せしめたものが四十三万三千五百三十八キロ、これを邦貨に直しますと約千五百四十七万円となつております。これは単に加工のみの調査でございますので、この結果ただちにどれほど一般にやみに流れておるかというパーセンテージはちよつと申し上げられないと存じますが、將來輸入食糧につきましては、やはり陸揚げから輸送、加工、配給というように総合的に調査をしてみたいと存じております。

次にお尋ねの料飲の問題でございますが、飲食営業臨時規整法が今般國會を通過いたしましたのは、結局非統制飼食料品の生産増加の結果、いわゆる料飲再開法として成立したのだと存じます。しかしなお主要食糧は非常に不足をしておりますので、この面につきましてはやはり強力に消費を規正しなければならぬと存じます。

ればならないと存じております。従いまして今後もこの統制食糧、ことに主要食糧につきましては、やはり依然と

して取締りを励行しなければならぬと存じまして、調査廳をいたしまして、目下関係各廳と御相談いたしました、対策を考究中であります、結局従前とどう違ふかというお尋ねに対しては、取締りの重點は、結局無許可営業、主食及び料理を副食券なしで

提供する面、それから飲食店において委託加工をするというような面、また價格がきまりますと物價統制令違反というような面、こういうところに置いて参りたいと存じております。

○並木委員　方針はわかりましたが、今度は現実の問題となつて、今この現実の問題に皆迷つてゐるわけであり、現実の問題となつて來た場合に、今までとどういふふうに違つて來るのでしうか、その点を伺ひたいします。

○関口説明員 現実の問題といたしま
すと、従前は非統制食糧を出すことも
違反であつたのであります。それから
ビール、酒というようなものを出すこ
とも違反であつたのでありますが、そ
ういふものを出すことは、今度は違反
にならないわけでありませう。そうし
て主食を出すことが禁止せられてお
るのではありません。従いまして今
度の規整法

○岡崎委員長 次に玉井委員より外國
す。
のにあると思うのでありますが、その
輕飲食店において、酒、ビール、非統制
食料品を出すことは違反にならないの
であります、そこに主食を出すとい
うことは違反になると思うのでありま

貿易のクレームについて発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○玉井委員　今回の予算案その他を通じて、日本の自立経済が輸出貿易見直しと非常に密接な関係があるということになります。すでに新聞紙上その他において明かになっておりますが、最近において輸出入関係の問題に關していろいろ調査を行いましたところ、御承知のよ

るに輸入もしくは輸出に關して、契約に基いた物品が無傷のまま、契約内容を持つたままの形において到着しなければならぬにもかかわらず、これに關してゆる／＼な問題についての求償、いわゆるクレームというものが非常にたくさん出ておるといふことはすでに御存じの通りであります。そこで現在の日本の貿易が御存じのようにGHQとの關係において行われておるのに対して、さらに現在の日本の業者諸君は非常に困つておる。實際どこに頼つたらいいかわからないという状態が少くないのであります。

よりますと、輸出品に關するクレーム
 としては、第一に絹製品がドルに直し
 まして一万七千六百九十三ドル七十五
 セント、第二にアルミ板が四万五千七
 百五十ドル、第三にタイル板が二千二
 百四十九ドル八十三セントというもの
 が向うの業者、いわゆるバイヤー側から
 の契約の破棄によつて問題が起つてお
 ります。さらに第四には、貿易の案内書
 に關して二万八千五百七十七ドル七十
 セントというものが契約破棄の問題と
 して出ております。さらにそのほかに
 輸出したものととして、人絹の糸が品質
 の不良によつてクレームがついており

まして、これが二千三百七十七ドル三十
八セント、それから大口のミシンが十
万ドル、綿製品として四千二百八十八
ドル四十八セント、自動車のおもちゃが
三千八百八十八ドル、マツチ箱の材料の
例の経木のようなものを輸出しました
ところ、その品質が不良であるとい
うのでクレームがついて來まして、こ
れが二千七百五十三ドル二十二セン
ト、それから品物が不足した、いわゆ

であります。最近の返品として、特に輸出したまぐろの関係であります。輸出したまぐろが腐敗しておつたというので、向うから返送しておりまして、これに対するクレームが七千六百五十ドル、同じくまぐろが一万七千五百九十六ドル九十四セントというように、非常に多額のクレームがついて來ておるわけであります。そこで日本の業者の諸君は、この問題をどういうふうに解決したらいいかということについて、非常に頭を悩ましておるわけでありす。御承知のように一九四六年八月十五日から本年の五月十日までの間において生じたクレームの総トータルが六百四十一件に及んでおります。しかも輸入に関するものが三百五十四件、輸出に関するものが二百六十九件、その他契約のないものについてのクレームが十八件ということになっております。解決したものは總計において百四十四件でありまして、輸入に関するもの五十四件、輸出に関するもの八十六件、契約のないものが四件という形でありまして、現在においても懸案になつてゐるものが四百九十七件存在しておるわけであります。これらのものは全部書類によつての解決がされておつただけでありまして、その後において業者が最も強く要望しておるのは次の点であります。そこでこの点について貿易廳の方から御説明をお願いしたいと思ふわけであります。

それは現在の外國貿易の機構において、もちろんメーカーの方は別として、

第二に、現在は御承知のようにGHQがタッチした貿易が行われておりますが、これに対してはGHQの中においても二つの意見がある。すなわちGHQタッチすべからずという意見と、日本の貿易業者が非常に困難に陥っているのだから、こういう状態のもとにおいて、GHQがタッチしなかつたならば日本の業者を守ることができないではないかという意見と、二通り出ているということを知っております。そこで政府としてはどの方面に持つて行くことが最も妥当とお考えであるか、またそれに対する具体的な方法をお伺いしたいと思つております。

第三に、クレームがついて契約破棄になつた。もちろん日本の輸出業者の方から出ている物に対してのクレームがつけてありますが、それに関して契約書の一切の仕切値段、それにFOBプライス、金利、保険、倉庫料、もちろん庫入、倉敷料全部含んでありますが、この全金額をこの際受取りたいわけでありますが、これに対して政府はどういう処置をとつておられるか。また今後具体的にどういう方針をとられるおつもりであるかということをお伺いたいわけでありませう。

なお第四にお伺いしたいことは、これらがクレームになつておりますと、クレーム決定書が出ておりません間、間は、品物がありましても他のバイヤーがついても、これを賣るわけに行きません。そこでクレーム決定書ができないだけ至急に出していただきたいとい

在（こゝろ）に於いて、クレーム決定書をもつて取立てるわけでありすが、取立てるまでの間、やはりかなりの時間があります。そのあいだおる時間において、司令部の方の保管でも何らさしつかえないのでありますが、司令部に保管をして、そうして向うから一應取立をしてもらつて、クレームの決定が出た場合に、その後において業者の方に拂ひ渡すという方法でもよろしいわけでありすが、そういう要求が強くなつております。つまり一應この求償手續をやりまして、日本の輸出業者の方が妥当である。正しいというように決定されましたも、資金その他の関係で、最後の決定を得られない間は、業者自身も非常に大きな金利その他の損失を受けますし、さらにそのほかに信用という問題がある。そういういろ／＼な面から業者が非常に困難をするわけでありすが、この点について一應向うから取立ててもらふことをぜひとも要求したい。特に現在のところでは一應向うのバイヤーが来ておりますが、こういう間違ひが起つた場合、しかもそのクレームについての決定に従わなかつた場合には、日本の國內で取引者としての資格を喪失するということになつておりますが、しかもその資格を喪失するだけであつて、金の担保格については何らの保証がなされておられません。この問題に關して政府側としてはどういふような方法をとつておられるか、簡單でございますが、ただいま申し上げましたような点についてお答

申し上げましたうちの、日本の貿易商の人たちのリストをつくりましてそしてアメリカの方に送つておる。つまり貿易の手引といいますが、そういう本をつくつたわけでありませう。全部で一万二千部を製造しまして、向うの二世のバイヤー西村という人が關係をしておられました。その西村という人自身も、この商品は、私がアメリカに居る前に、現品を見せられたときに安心もし、またほめたように、確かにつづきつたものである。このことはニューヨークの銀行、船会社等で、この本はこの種のものとしてはバイブルであると言つていたことでもはつきりわかる。だからこの商品については、私も自信を持つてゐるといふように、バイヤー自身もはつきり認められておりながら、他方においてこれが契約破棄をされたわけでありませう。だから約二万八千五百ドルのクレームが決定されました。ところがこの店も、御承知のように勸銀その他から非常に融資を受けておりまして、この商店があちこちとほかの取引關係において得る収入というものは、手形の關係において全部をこちらにほうり込まれておりまして、この手形の問題が解決しない以上は、この店としては、どうにもならないわけでありませう。従つて取立て要求というものがどういふような形で現実化していたのかということとは、現在日本の貿易業者の立場から見ても、非常に重要な問題になつておるのであります。

それからもう一つだけ申し上げてお

書類などはストロブでたかれたという
ようなことを申し上げておりましたが、と
かくそういうようなりわさが出るよう
な状態でありましたのは、非常に貿易
廳としても不名誉な話でありますし、
現在日本の輸出貿易というものは大切
であるという点を考えましても、この
点につきまして十分に御注意願いな
い、こういうふうに考えておるのであ
ります。今申し上げましたところの敷
点につきまして、政府のお考え並びに
今後これを具体的にどういうように机
置されるおつもりであるかという点に
ついての御解答を願いたいと思う次第
であります。大体貿易関係の人々も近
日中に政府、國會及びGHQその他の
方面にも陳情書を出すのごとく手配
をしておるように聞いておりますが、
一應國會におきまして貿易廳の方か
ら、政府の御意見を承つておきたい、
かように思う次第であります。

○小瀧政府委員　ただいまの御質問は
非常に廣範にわたつて、クレームにつ
いてのわれ／＼の取引振りについての
御質問だつたと了承いたしますが、ま
るいは部分的に誤解して御返事申し上
げるような点がありましたら、御訂正
願いたいと思います。

輸出の機構において、一体日本の
貿易業者の利益を代表しておるもの
はだれかという御質問だつたと思ひ
ます。そうしてそれについて、司令部
もいろ／＼意見がある。それはその通
りでございますして、一面から申しま
す、なるべく個人貿易を奨励しよう。特

制的な面から離れて個々の業者が責任を持つてやる、すなわちサブライヤーの方も十分にバイヤーの選定を厳にする。それについては海外へもまだ人が出せないから、非常に困難はありますが、なるべくブライベート・ベインズで商賈をさせようという意味において、司令部なり貿易廳はその面には干渉しないようにしようという一面がありますと同時に、何とかしたいという問題のようなことが起りました。際には、こゝでやりました上に、また輸出について言えば、各サブライヤーの方から事情を聴取して、それを貿易廳の方に出して、あすこのフランド・コントロール・クレーム・ユニットの方で適当と認めた場合に向うと連絡してくれて、それをこつち側で解決するというような方法をとっているのではありません、一面ではわれ／＼の手から放すようにすると同時に、現状下においてはエージェンツも海外に持つていないし、こちらにいて人を派遣することとできないという関係があるから、司令部や貿易廳並びに各業者側の希望を傳達して、司令部の方がそういう点についての仲介をしているという実情でございます。これについて今後どうするかという点につきましても、そういう非常に不利な立場に立つて、日本の貿易業者はやつていまして、日本の貿易業者はやつていまして、しかも外國人が来て日本で日本人と同じように輸出業を営めるといふような際でありますから、ぜひ日本人は海外へ出て行けるようにし、エージェンツも設けられるようにして、日本の貿易關係の機關が出張所のようなものを設けるようにしようというので、これまでいろいろ司令部側と折衝して来たのであります。最近におきましては外國爲替管理委員会もできましたので、その方とも一諮りになりました。一應の資金をセット・アサイドして、二千万円かの貿易額何パーセントというものは、すべてそういう対外的な面に使うというような方法によつて、われわれの貿易業者の代表があるいは公の官廳の資格を持つた者、それができなければエージェンツが代表して海外においてそれを処理して行つたら、もつと満足な結果を得られるだろうというので、主として対外的な方面で足場を持つという方に努力している次第であります。

それから第二点は、全金額を支給するということですが、これは貿易でやつたものに対しての支拂いなのでございまして、ただいまでございまして、爲替レートがきまつて、個々の業者がフロア・ブレイスを割らない限り、できるだけ高く賣つて生産費なりあるいは輸出の諸掛りなりを拂うようになつていっているのでございまして、どういふ点でございましてか。

○玉井委員 その点は契約破棄によつて生じたクレームの場合に、このうちあるものが引かれるのであります。そういうことのないように、特にちよつと今時期でありませんで、あとにしたいと思つておりますが、日本の方からクレームを要求する場合の率と向うがクレームを要求する場合の率と違ふのであります。これを是正しなければいけないという意味であります。そういうふうにお伺いしたのであります。

○小瀧政府委員 仰せの通り実は輸入についてもずいぶんクレームを出してありますけれども、輸入のクレームについては、どういふ關係でありますか、十分われ／＼の主張が通らなく、今統計は持つて来ておりませんけれども、たしか三割ぐらいの程度になります。輸出については大体向うの言ひ分の七割ぐらい聞いているというものが実情であります。これについてはもちろんわれ／＼のとりはからいが十分でないとか、司令部の方がかしいではないかという御批判も一部にはあるかと思ひますけれども、同時にわれわれ振り返つて考えてみなければならぬ点は、たとえば数量が少かつたとか、あるいは品質が悪かつたというような点も、戦争中貿易というものから離れていたために、必ずしも満足なものが出たのではなく、向うの言ひ分にももつともな場合があることも少なくないわけでありまして、もちろん根本的には先ほどから繰返し申しましたように、海外の事情がわからない点もありましようが、とにかくわれ／＼の方面としては、貿易実務者の啓蒙を申しまして、その辺でも十分注意していただかなければならぬし、官廳といたしましては、輸出検査法によつてそういうことのないように努力いたしまして、ことに検査所の設置について、実はわれ／＼としては、行政機構と違ふのだから、検査所などは各地に必要な所に出していただきたいという考えを持つておりましたけれども、本國会では行政機構の縮小というふうな根本方針もありまして、十分認めていただくようにならなかつたのであります。この検査機構の強化をして検査

を厳正にしたいと思つております。同時に價格の査定については、現在やつております貿易は、ドル價格については、それでは結局向うの言ひ分もつくがある、ある程度までは將來の円満な關係を續けて行く上からやむを得ないというので、業者の人が一應納得する線までもつて来て、値段はドルの方でクレームの額を決定して、それに対して商品の、從來でいいますとブライス・レーシオをかけて、それだけで支拂つていただくという方法をやつたわけでありまして、これにはもちろん業者の方も不満もありましようし、また一面法理論から申しますと、契約書はFOBで從來行つておりますから、こちらのエキスペクテーションがファイナルということになつておりますにもかかわらず、クレームを出すのは、契約面からいいますと日本の方が弱いではないかということもあるかもしれませんが、何といつても日本品は戦後において遅れて出たものであり、今後の商取引を円満にするという意味で皆様の御了承を得て、そのクレームにも應じておる。但しこれは貿易廳が強制してというのではなく、あくまで貿易業者の人に自主的に考慮していただいて額をきめるということになつておりますが、これにはもつと日本の貿易業者の利益を擁護するように組織を考えたらいではないか、あるいは商工會議所を利用したらいいではないかという議論もあります。現状においては、日本貿易會も非常に熱心にこの問題を取上げようとしておられますし、またある法律家の連中でも、今中國とかインドに対するクレームについては、自分の方で引受けて解決の端緒を見出す

ように、それを司令部に申し入れて円満に解決しようというような措置も民間から出ておりますし、われ／＼の方も、さらに通商省も近くできることになつておりますから、從來ほとんど動いていなかった貿易監督を強化いたしまして、今までただコントラクトができる面だけを貿易廳の役人が見過ぎていたという面に不満があるだろうと思ひますので、ただ賣り出すだけでなく、肺始末をよくするという点に努力をして、この点を改善して行きたいと考えております。それからクレームの決定書が来るまでに資金面で非常に困る。そうして品物が返品にあつたような場合に処分できない。これをどうするかという問題だつたのであります。この点は御説の通り非常に困つておる問題でありまして、あるいは非常に微温的なやり方かもしれませんが、けれども、おそらく貿易廳が中に立つて銀行の方にいろいろな申入れをするというふうな、根本的対策にはなつておりませぬけれども、その実情に應じて、できるだけ業者の人が予期しないような損害から破産するようなことのないように、あつせんの道を講じておるような次第であります。それから例にお引きなつたのはジャパン・トレード・ガイドのお話ではないかと思ひますが、この問題もよく私自身も研究した問題であります。最初からこれは、サブライヤーの方を責めるわけではございませぬが、ほんとうの契約から言えばデポジット・マネーなりあるいは工の取引によつて、普通のスタンダード・コントラクトをやつていただければ、これほど大きな損害はなかつたかもしれませぬが、前から編集にか

かつておりました関係上、本はでき上りかけておる。そこで相手のバイヤーのN氏なるものは、どうもおかしいじやないか、五%のデポジットも開かないというのはどうもおかしい。ニューヨークのストリートの名前を見ましても、私の常識から考えてもすみづこの方だし、それも開けない。それを司令部に出すという事はおかしいじやないかというように私個人も関係者の方に注意したこともありすけれども、何分生産行程とにらみ合せて契約を急がれたというような点もあるのじやないかと思ひます。これは非常に氣の毒であります。結局これはキャンセルになつて、ほかの賣り道について——貿易廳としてもブライベイト・トレイドに干渉するわけではないけれども、こういうりつぱなガイド・ブックに興味のあるような方面に紹介いたしまして、非常な苦境に立つておるサブライヤーの方を助けようという事をやつておるのでありますが、これは決して根本的な解決ではなしに、こういう場合にどうするかという大きな問題があります。これは一面はもちろんサブライヤーの方でさらに注意していただくと同時に、われ／＼の方としてはスタンダード・コンラクトないしはこういうものについてのコンラクトのチームについて、これは強制するわけではありませんが、通産省としてコンラクトの内容をもう少しビジブルなものにするために今研究させておるわけでもあります。さらにこういう方面からもういろいろものを親切に——今不親切だというお話がございましたが、多勢の役人のうちにはよろしくな

い点もあつたかもしれませんが、そういう意味で指導という語弊があるかもしれませんが、ブライベイト・トレイトが原則であるけれども、それに対して助けになるという意味でコンラクト・チームについても、もう少し研究して行きたい。同時にこういう関係がありますので、新聞でも御承知の通り三月三十一日にLQが開かれないうのは、資材が横流れするかわからないし、またもしこれが進んでいつても、クレームの問題が起るおそれのある種類のものもありまして、五月十三日にLQが開かれないうと、契約がキャンセルせられ、今までのグアドリションを取消するやうなことの跡始末についていろ／＼な措置をとらうという考えから、いろ／＼なアングルからこういう問題に対して措置をせしめておるつもりであります。

○玉井委員 先ほど申し上げたのは、契約破棄などによつた場合、金額を一應クレーム決定書の出るまでに取立ててほしい、総司令部の方でさしつかえないなら、クレーム決定書の出るまで一應保管というやうな形で取立てておいてもらいたいという点について、業者の方から特に強い要求があるわけですが、これはただいま申し上げましたやうに、クレームにかつた。ところがこの問題に対して、これが向うに通知されて、向うからその反駁書が出て、さらにこちらの業者のサブライヤーの方からも反駁書が出ています。それに対して最終的なクレーム決定書を出すわけでありまうが、その出す期間がかなり遅れて参りますと、先ほどお話ししたやうに、金利その他の面で相当困難がある。そこで貿易廳の方

であつせんというお話だつたのですが、ところが実際は今の状態ですと、なか／＼あつせんもできません。御承知の通りなんです。そうするとかなりの金額が寝ることになつて、非常に不利な状態になつて来る。こういうことを言つてゐるわけです。この面について、今後特にGHQの方でも一應取立てていただくやうな方針でやつていただきたい。そうでもないかと、安心して取引ができないのじやないか。こういう点を言つてゐるわけです。

それからついででありますから、申し上げますが、品質がよくさへあればいいというわけではありません。すぐだめになつてしまふものに対して、特別品質の材料などを使ひますと、これでもクレームがついて来ております。そういう事件が一件ではあります。あつた。そういう点で、業者に対して十分注意をして、よくさへあればいいという問題ではないのであります。こういう面についても貿易廳あたりから十分御配慮願ひたいということになります。

それからもう一点ついでに申し上げておきたいのですが、先ほど貿易廳の中で不親切だということをおし上げたのですが、これはジャパン・トレード・ガイドで話ではない、全然別のことであります。その際さらにもう一つ聞きましたのは、手形を貿易廳が受取つておきながら、その期間内にまわしてくれなかつた。そのためにその手形がだめになつたという事件があるので、それでやはりクレームを受けて、日本の業者が非常に困つた。そのため

つぎとサブライヤーの方にまわしていただけないというやうな点は、これは初步的にミスと言ふべきでありまして、こういうことがあつてはとうてい日本の貿易が円満に発展ができません。それから取引の面、特にコンラクトに対するティビカルなものをつくるというお話ですが、非常にけつこうだと思ひます。同時に先ほどお話がありましたやうに、問題が起きたあと、これを應援してやつていただきたい。取引だけの面ならば、それはバイヤーとサブライヤーと対峙すればとにかくやつて行けるのですが、問題がこういうふうになつて来た場合に、取立てがでるだらうかどうか。つまり占領されてゐる國だという、見ようによつては卑屈な考えの者が取巻いておつて、貿易業者が堂々たる一つの要求をなし得ないやうな面が非常に多い。この面について、特に貿易廳あたりから強力な國民的な立場からの應援をやつていただきたい。こういうことをお願いするのであります。

○小瀧政府委員 ただいまのお話は御懇切なお話を承りましたが、われ／＼の方も始終制度が變つたり、手続が變つてきた／＼して、皆さんにいろ／＼御迷惑をおかけしたこともあらうと思ひますが、ただいまのお話のやうな点はさつそく司令部と話し合ひする点は、實際の業務の面でそういうふうないたしましたより、またクレームの取立ての点も、海外に代表者を派遣し得るやうになればまた便利になりましようし、十分そういうふうな心がけてやつて行きたいと思ひます。

○玉井委員 エージェントを出して、やはりクレームの問題は解決するものではありせん。エージェントを出すやうになつても、やはり國民的な立場からのバック・アップはぜひとも必要だと考へております。その面においてエージェントが開かれれば安心というほど簡単な問題ではない。私はクレームになつてゐる總額をつかんでおりますが、こゝでは申し上げませんが、相当のドルになつてゐるということをお考へいただいて、この面の問題の起らないやうに、また起つても徹底的に日本人の立場から應援してやる、決してそういう立場を忘れておられるというわけではありませんが、さらにそういう面を強く出して應援してやつていただきたいということを、ついでにお願いするわけでありす。この問題に關しては、今後においていろいろ具体的な問題が出来ると思ひますので、そのたびに御注文をすると同時に、またお願いをしたい、かやうに考へておりますから、一應つけ加えておきます。

○小瀧政府委員 ただいまのお話はごもつともありまして、その点について十分努力いたしたいと存じますから、随時私の方に直接お話を下さるやうにお願いいたします。

○岡崎政府委員 最後に野坂委員から発言の要求がありますので、これを許します。

○野坂委員 私の問題は時間がないので、簡単に申し上げます。

これは先ほど委員長の方からここで御報告があつたかもしれませんが、外務省設置法案はこの委員会を通過したのですか。

○岡崎政府委員 この委員会は通過いたしました。

○野坂委員 それで実を申し上げます、手続の違いから、私の方の意見が理事會に反映することができなくて、また委員會にも反映しないのは非常に遺憾ですが、しかし私の方の意見だけはここで申し上げ、さらに内閣委員會の方でこれを正式に取上げたいと思いますから、この点各位においても了解していただきたいと思います。

私の方の意見を簡単に申し上げますと、今設置法案が各省にわたつて出ておりますが、この外務省はほかの省と違つた特殊性を持つておつて、たとえば講和會議と後とにおいて、この外務省のやる仕事の内容、性格、従つてまた機構もかわつて来なければならぬ。ところで今度出された案によりますと、講和前の仕事も講和後の仕事もここに同様に一列に並べ、従つてまた機構もこのように組立ててある。私たちはこれは外務省の設置法案としては不適当である。しかも外務大臣は、今専任外務大臣を置かないのは外交がないからだと言われている。従つて今外務省の設置法をつくる場合においては、講和前における仕事を主にしてこの機構を考へるべきであるという建前から、それでは何が今中心の仕事であるかというところ、これは私の考えであります。まず第一に、講和會議の準備をやること。第二には、通商貿易關係を調査し、またこれを促進させること。第三には、國際情勢の研究調査、これの國民に対する普及、特にまた今アメリカにおいて経済的ないろいろの問題が起つて來ているし、また各國にわたつていろいろ民主的な運動が起つて來ているし、中國においても新しい情勢に來ている。こういう点を十分正確に調

査して、これを國民に知らせるという、よいことが外務省としてやるべき第三の仕事ではないかと思ひます。第四には、これはいづれ講和會議が開かれれば、正式な外交關係が結ばれる。これに対するいろいろの準備という点に私は歸しはしないかと思ひます。それがために私の方としては、こ

ういう立場から今國會に出された外務省設置法案に根本的な修正を加へるべきである。これは私たちの意見であります。従つて結論としましては、あの修正案はむしろ撤回してもらつて、もう一度始めからやり直す必要があるのではないかと、これが私たちの意見であります。それは單に共產黨の意見だけでなしに、この委員全體として深刻に考へていただかなければならぬと思ひます。これは、あの機構を見ますと、ともかくも龐大なものがある。仕事は何かというところ、ほとんどないという形であります。これで機構とか人間を割当てれば、結局政府が今言つておつたような整理の方針にも相反しやしないかと思ひます。これが私たちの考へです。ですから、了解していただき

たい。この機會にもう二つほど政府側に御質問したいと思ひます。今政府の方がおられますので、できるだけ早い機會に委員會を開いていただいて、これに対するお答えをお願いしたいと思います。これは先般本會議を通した阿波丸賠償請求權の處理のための日本國政府及び米國政府間の協定、この問題、私たちはこれに反対したのでありますけれども、ずつとこれまで研究してみますと、重大な法規上、國際關係上の問題がここに含まれておると思ひます。

これは私たちの關係では違法ではないか。いろいろ点から、これについては私たちは申し上げたい点があります。委員長としてはどういう機會にその問題について政府の回答を與えることができるか。これをお伺ひしたい。

○岡崎委員長 ただいまの始めの御要求につきましては、理事會を開くことは公報に掲載してありますし、さらに共產黨の控室にも連絡いたしました。おいでを待つておつた。しかるに、おいでがない。片一方においては内閣委員會の方で急いで決定しなければならぬ問題で、至急に意見を出してくれない要求もありましたので、御出席がないためやむを得ず、残りの理事は松岡理事を除いて全部出席されたのであります。しかるに松岡理事は傳言で、自分の方は意見がないから全部他の理事にまかせる、こゝういふことではりませんでした。理事多数の意見によりまして決定した意見を即刻内閣委員會に提出したのであります。それでそれについては本日委員會で追認を得たわけでありまして、従いましてさらに委員會を開いて、御提案の問題を討議することは困難と思ひますので、御意見の次第は記録にとどめるだけにするほか仕方がないと思ひます。内閣委員會の方は本日ですべての問題を決定することになつております。ことに外務省設置法案につきましては、もはや決定済みだと考へる。もつとも外務委員會の意見は、ただ意見として内閣委員會は聞くだけであつて、決定権は先方にあるのでありますから、必ずしもわれわれの意見がそのまま通るとは思つておりません。

第二の問題につきましては、阿波丸事件は御承知のように運営委員會を通じて本會議に直接提案された問題であります。これにつきましては、當時外務委員會その他の委員會を通するやいなやということも運営委員會で討議されたことと了解しております。その結果各委員多数の決定によりまして、直接本會議に提出されることになりましたので、これは問題となれば運営委員會の問題であらうと考へております。しかしながら外務委員として御質問があれば、政府に取次ぐことはいたします。

○野坂委員 第一の問題は手続上私たちの方にも欠点がありましたから、これはいいと思ひます。第二の阿波丸の協定の問題は、國際法の上から言つても問題になるように考へますので、こゝで私はぜひ質問したいと思ひます。こゝでその機會をできるだけ早く委員長の方でとりはからつていただきた。國會がもし今週中で終れば、必ず今週中にお願いしたいと思ひます。それから第三に、これはお願いになりますけれども、並木委員と同じように、私は外務大臣にできるだけ早くこゝに出ていただいて、今朝新聞に載りましたあの問題に關連して、私の方にもいろいろお聞きしたいことがあります。首相はいつでも新聞の記事を出すと、これは自分の言つたことと違ふとか言つて逃げられる。これは非常に無責任なやり方だと思ひます。今日出されたあの談話というものは、外人記者に対するもので、結局首相の言つてゐることを見ますと、新聞に載つたことはみな新聞記者がいかにけんにつくつたんだということになると思ひます。これは私は吉田總理のためにもあまりよく

ないじやないかと思ひます。ですから、私たちの方はこれができれば今日午後、できなければ明日でもよろしいが、並木委員からの要求を私もぜひ支持したいと思ひます。

○岡崎委員長 御意見は政府側に傳へることになりました。なお野坂委員の阿波丸協定に關する御質問は、念のため書面によつていただければもつとはつきりすると思ひますから、さうお願いいたします。

それでは本日はこの程度で散會いたします。

午後零時三十分散會

〔參照〕

請願に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕